

問Ⅰ－１－⑤（法人格のない任意団体）

現在法人格のない任意団体として活動していますが、すべての団体が一般社団・財団法人あるいは公益社団・財団法人にならなければならないのでしょうか。

答

- 1 非営利部門の任意団体が、そのまま任意団体として活動を続けるか、一般社団・財団法人となって法人格を取得するかどうか、一般社団法人が公益認定を受け公益社団・財団法人となるかどうかは、当該団体の判断に任されています。
- 2 団体が将来どのような活動を行っていくことになるのか、そのためにもっともふさわしい形態は何かを慎重に検討の上、団体の将来の在り方を決定してください。